

## 第4部 政府短期証券

	頁
21. 政府短期証券の名称別増減額 ……………(最近3年間) ……	69
22. 国庫短期証券の所有者別現在額 ……………(最近3年間) ……	69

## 21. 政府短期証券の名称別増減額(最近3年間)

(単位 百万円)

年 度	区 分	総 額	財務省証券	財政融資 資金証券	外国為替 資金証券	石 油 証 券	原子力損害 賠償支援証券	食糧証券
平成29	発 行 額	258,186,920	—	—	253,250,120	4,612,800	—	324,000
	償 還 額	265,777,190	—	—	260,839,090	4,623,100	—	315,000
	年度末現在額	74,648,930	—	—	73,363,230	1,185,700	—	100,000
30	発 行 額	251,067,000	—	—	246,093,300	4,658,700	—	315,000
	償 還 額	252,366,920	—	—	247,383,220	4,658,700	—	325,000
	年度末現在額	73,349,010	—	—	72,073,310	1,185,700	—	90,000
令和元	発 行 額	251,517,120	—	—	246,940,520	4,369,600	—	207,000
	償 還 額	250,447,310	—	—	245,866,710	4,380,600	—	200,000
	年度末現在額	74,418,820	—	—	73,147,120	1,174,700	—	97,000

(注) 各証券の計数は、発行根拠別の内訳であり、「財務省証券」とは、財政法第7条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「財政融資資金証券」とは、財政融資資金法第9条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「外国為替資金証券」とは、特別会計に関する法律第83条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「石油証券」とは、同法第94条第2項及び第95条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「原子力損害賠償支援証券」とは、同法第94条第4項及び第95条第1項の規定により発行された政府短期証券であり、「食糧証券」とは、同法第136条第1項及び第137条第1項の規定により発行された政府短期証券である

## 22. 国庫短期証券の所有者別現在額

(最近3年間)

(単位 百万円)

所 有 者	番 号	平成29年度		30		令和元年度	
		所 有 額	割 合	所 有 額	割 合	所 有 額	割 合
			%		%		%
政 府	1	3,250	0.0	2,300	0.0	2,300	0.0
財 政 融 資 資 金	2	1,000	0.0	500	0.0	500	0.0
国 債 整 理 基 金	3	2,250	0.0	1,800	0.0	1,800	0.0
金 融 機 関	4	29,100,355	28.7	18,241,769	18.7	13,335,415	13.6
日 本 銀 行	5	21,748,980	21.4	10,362,270	10.6	10,366,700	10.6
市 中 金 融 機 関	6	7,351,375	7.2	7,879,499	8.1	2,968,715	3.0
そ の 他	7	72,341,505	71.3	79,201,011	81.3	84,878,505	86.4
		(26,796,180)		(24,096,070)		(23,797,400)	
合 計	8	101,445,110	100.0	97,445,080	100.0	98,216,220	100.0

(備考) 合計の〔 〕内書は、割引短期国庫債券である。